

## 箕面市障害者市民施策推進協議会開催要綱

平成 17 年 9 月 1 日

箕面市訓達第 42 号

改正 平成 19 年 4 月 19 日訓達第 27 号

平成 20 年 4 月 22 日訓達第 11 号

平成 21 年 5 月 19 日訓達第 50 号

平成 21 年 6 月 24 日訓達第 61 号

平成 22 年 5 月 18 日訓達第 42 号

平成 23 年 5 月 19 日訓達第 15 号

平成 24 年 5 月 15 日訓達第 10 号

平成 25 年 4 月 30 日訓達第 18 号

平成 29 年 6 月 22 日訓達第 31 号

平成 31 年 1 月 23 日訓達第 2 号

## (開催)

第 1 条 障害者市民に関する施策の推進に資する事項を検討するため、箕面市障害者市民施策推進協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

## (検討事項)

第 2 条 協議会の検討事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 障害者市民の団体、関係団体及び関係行政機関との連絡調整に関すること。
- (2) 障害者市民の福祉の施策推進に関すること。
- (3) 障害者市民の福祉に関する調査及び研究に関すること。
- (4) 障害者計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (5) 障害者差別解消の取組に関すること。
- (6) (仮称) 箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、障害者市民に関する施策の推進に関すること。

## (構成)

第 3 条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (座長)

第 4 条 協議会に、座長を置く。

- 2 座長は、構成員の中から互選により選出する。
- 3 座長は、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、座長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。
- 5 座長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

## 資料 1 - 3

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

第6条 協議会は、検討事項について整理した内容を必要に応じて市長に報告することができる。

(専門部会)

第7条 市長は、専門的な事項を検討するため、次に掲げる専門部会を開催するものとする。

(1) 障害者計画及び障害福祉計画部会

(2) 障害者差別解消法部会

(3) (仮称) 箕面市手話言語及び多様な意思疎通のための手段の利用促進条例部会

2 専門部会に部会長を置き、専門部会の参加者のうちから座長が指名する。

3 部会長は、専門部会を招集し、その会議の進行を図る。

4 部会長は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会及び専門部会の庶務は、健康福祉部障害福祉室が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って定める。

別表 (第3条関係)

	構 成 員
1	箕面市身体障害者福祉会代表
2	箕面手をつなぐ親の会代表
3	箕面市肢体不自由児者父母の会代表
4	公募による市民 (肢体不自由者)
5	公募による市民 (視覚障害者)
6	公募による市民 (聴覚障害者)
7	公募による市民 (肢体不自由者、視覚障害者及び聴覚障害者以外の身体障害者)
8	公募による市民 (知的障害者)
9	公募による市民 (精神障害者)
10	公募による市民 (一般)
11	大阪府池田保健所代表

## 資料 1 - 3

1 2	箕面市人権啓発推進協議会障害者部会代表
1 3	社会福祉法人箕面市社会福祉協議会代表
1 4	社会福祉法人あかつき福社会代表
1 5	一般財団法人箕面市障害者事業団代表
1 6	特定非営利活動法人箕面市障害者の生活と労働推進協議会代表
1 7	社会福祉法人息吹代表
1 8	障害者事業所代表（一般財団法人箕面市障害者事業団による障害者雇用助成金の交付の対象となる障害者事業所に限る。）
1 9	健康福祉部副部長（健康福祉部に障害者福祉に関する事務を所掌する担当副部長が置かれている場合は、当該担当副部長）
2 0	教育委員会事務局子ども未来創造局副部長（子ども未来創造局に人権教育の推進に関する事務を所掌する担当副部長が置かれている場合は、当該担当副部長）

附 則（平成 1 7 年 9 月 1 日訓達第 4 2 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 4 月 1 6 日訓達第 2 7 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 4 月 2 2 日訓達第 1 1 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 5 月 1 9 日訓達第 5 0 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 6 月 2 4 日訓達第 6 1 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 5 月 1 8 日訓達第 4 2 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 2 3 年 5 月 1 9 日訓達第 1 5 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 5 月 1 5 日訓達第 1 0 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 2 5 年 4 月 3 0 日訓達第 1 8 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 2 9 年 6 月 2 2 日訓達第 3 1 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。

附 則（平成 3 1 年 1 月 2 3 日訓達第 2 号）

この要綱は、訓達の日から施行する。